

## 特定物質の製造等に関する達

平成7年12月22日  
陸上自衛隊達第97—1号

改正 平成17年3月14日達第97—1—2号 平成18年7月26日達第122—211号  
平成20年7月23日達第122—228号 平成21年2月3日達第122—230号  
平成23年4月1日達第32—19号 平成27年10月1日達第97—1—3号  
令和3年3月15日達第122—315号

特定物質の製造等に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第48号）第15条の規定に基づき、特定物質の製造等に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 渡邊 信利

### 特定物質の製造等に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊が行う特定物質の製造、使用その他取扱い（以下「特定物質の製造等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 他幕僚長等 防衛大学校長、防衛医科大学校長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官をいう。
- （2） 学校（長） 陸上自衛隊化学学校（長）をいう。

（特定物質の製造等の実施及び協力）

第3条 陸上自衛隊が行う特定物質の製造等は、陸上幕僚長（以下「幕僚長」という。）が別に示すところに基づき、学校において行うものとする。

- 2 特定物質の製造等は、特定物質に関して十分な識能を有する幹部の指導監督の下に実施するものとする。
- 3 学校長は、幕僚長が別に示すところに基づき、他幕僚長等に対し特定物質の製造等に関する協力をを行うものとする。

（年度計画の承認申請）

第4条 学校長は、その年度において特定物質の製造等をしようとする場合には、当該年度の開始1箇月前までに、その年度における特定物質の製造等の計画（以下「年度計画」という。）を、特定物質の製造等に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第48号。以下「訓令」という。）別紙様式第1により、幕僚長に申請するものとする。

2 学校長は、年度計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、訓令別紙様式第2により、幕僚長に申請するものとする。

(安全管理)

第5条 学校長は、特定物質の製造等を行う施設（以下「製造等施設」という。）

には、環境の保全、危害の発生及び特定物質の盗取の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 不慮の事故又は地震等の災害が発生しても、特定物質が外部に漏えいしない設備を備え付ける。
  - (2) 排気・排水処理及びモニタリング設備を備え付ける。
  - (3) セキュリティシステムを備え付ける。
- 2 学校長は、特定物質の漏えい、盗取、所在不明その他の事故を防止するため、かぎのかかる専用容器に特定物質を収納し、製造等施設内のかぎのかかる堅固な設備に保管しなければならない。
- 3 学校長は、特定物質の製造等にかかわる従事者に対する危害の発生を防止するため、安全管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 学校長は、製造等施設の立入り、使用時間等の統制を実施するものとする。
- 5 幕僚長は、安全管理に関し、必要があると認めるときは、幕僚長の指定する者に、その状況を検査させるものとする。

(廃棄)

第6条 訓令第8条の規定に基づく廃棄は、加水分解、酸化及びその他の方法により、特定物質の毒性を除去し、他の物質に変化させることにより行うものとする。

2 学校長は、第1項の規定により特定物質を廃棄した場合には、訓令別紙様式第5により、幕僚長に報告するものとする。

(製造又は使用に係る数量等の報告)

第7条 学校長は、特定物質を製造した場合には、製造実績報告書（別紙第1）

により、直ちに幕僚長に報告するものとする。

- 2 学校長は、前年において製造をした特定物質の数量等を、訓令別紙様式第6により毎年1月15日までに幕僚長に報告するものとする。
- 3 学校長は、特定物質を使用した場合には、訓令別紙様式第7により、直ちに幕僚長に報告するものとする。

(検査)

第8条 幕僚長の行う特定物質の管理行為の検査は、陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71—5号）第95条の規定により、行うものとする。

2 学校長は、各四半期1回を基準として事故防止のため、安全に係る製造等施設の設備等について、検査を行うものとする。

3 学校長は、前項の検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを5年間保存しなければならない。

(1) 検査年月日

(2) 検査項目又は検査箇所

(3) 検査方法

(4) 検査結果

(5) 検査を実施した者の氏名

(6) 検査の結果に基づいて改善の措置を講じたときは、その内容

(点検)

第9条 学校長は、毎月1回を基準として事故防止のため、特定特質の保管状況の点検を行うものとする。

(記録)

第10条 学校長は、訓令第10条の規定により、日誌(別紙第2)を備え付けるものとする。

(事故報告等)

第11条 学校長は、特定物質の製造等に伴い危害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに特定物質の安全な場所への移送、退避、除染、救護等の応急の措置を講ずるとともに、幕僚長に報告するものとする。

2 学校長は、前項の場合において、自衛隊の施設等の近隣に危害が及ぶおそれがある場合には、直ちに警察官、消防吏員及び関係機関に通報しなければならない。

3 学校長は、その所持する特定物質が盗取され、又は所在不明となった場合には、直ちに警察官に届け出るとともに、幕僚長に報告するものとする。

第11条の2 削除

(委任規定)

第12条 学校長は、この達の実施に関し必要な細部事項を定めるものとする。

2 学校長は、前項の規定により必要な事項を定め、又は改正した場合は、速やかに幕僚長に報告しなければならない。

附 則

この達は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月14日陸上自衛隊達第97—1—2号)

この達は、平成17年3月14日から施行する。

附 則(平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号)

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32—19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日陸上自衛隊達第97—1—3号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第122—315号）

この達は、令和3年3月15日から施行する。

## 別紙第1（第7条関係）

## 製造実施報告書

特定物質の種類	製造数量	製造年月日	目的等
	計		

規格：A列4番

備考：特定物質の数量については、グラム単位とし、小数点以下1位未満を四捨五入すること。

製 造 等 日 誌

特定物質の種類：

年月日	証書番号	製造数量	使 用		譲渡し		譲受け		廃棄数量	保有数量	記帳者署名	管理者署名	
			使用数量	用 途	譲渡数量	譲渡先	譲受数量	譲受先					

規格：A列4番

備考：特定物質の数量については、グラム単位とし、小数点以下1位未満を四捨五入すること。